

田布施町農業委員会総会議事録

1 日 時 令和6年4月16日(火) 9時30分～

2 場 所 田布施町役場 3階 議事堂

3 出席者

委員

会長 南 成 出席☒ 欠席☐

会長職務代理者 小坂 竜一 出席☒ 欠席☐

農業委員

1番 今井 清弘 出席☒ 欠席☐

2番 福本 卓雄 出席☒ 欠席☐

3番 重森 陽 出席☒ 欠席☐

4番 永田 洋一 出席☒ 欠席☐

5番 田熊 享子 出席☒ 欠席☐

農地利用最適化推進委員

6番 西本 浩二 出席☒ 欠席☐

7番 山城 啓一 出席☒ 欠席☐

8番 野坂 雅司 出席☒ 欠席☐

9番 塩田 博史 出席☒ 欠席☐

10番 山本 泰弘 出席☒ 欠席☐

11番 驛重 寛和 出席☒ 欠席☐

12番 木下 嗣生 出席☒ 欠席☐

事務局

事務局長 長谷 満晴 出席☒ 欠席☐

書記 谷 光一郎 出席☒ 欠席☐

書記 西上 あきら 出席☒ 欠席☐

4 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による
農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 田布施町農地利用最適化推進委員の辞任について

田布施町農業委員会会議規則第19条第2項の規定により署名する。

会 長 南 一 成

署名委員 小坂 亨一

署名委員 今井 清弘

議長 ただ今から、令和6年第4回農業委員会総会を開催します。まず、日程第1『議事録署名委員の指名』を行います。本日の議事録署名委員に小坂委員と今井委員を指名します。

つづきまして、日程第2

『議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について』

『議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について』

『議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について』

『議案第4号 田布施町農地利用最適化推進委員の辞任について』
を議題といたします。

それでは「議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 議案の説明に入る前に、議案の内容について一部訂正がございます。皆様のお手元に1枚紙をお配りしておりますが、こちらが議案8ページ、9ページの修正分となります。したがって、こちらの1枚紙が議案の8ページ、9ページの内容に該当いたしますので、その上で議案内容をお読み取りいただきますようお願いいたします。申し訳ありません。

ページ番号3 をご覧ください。申請地は、役場より北西2.6kmに位置する農業振興地域内農用地です。位置は3条ー1で示しています。取得目的は、町内で営農を開始するためとのことで、譲受人は現在〇〇市の借家に住まれており、現借家が手狭なため購入予定の住宅をリフォームし、完了後に居住して耕作を行うとのことです。

利用計画については、米及び季節野菜の栽培です。農機具については耕運機を購入予定とのことです。住宅については、申請書と併せて住宅の売買契約書

の写しの提出があったことを確認しておりますので、申し添えます。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

山城委員 現地は〇〇と隣接している地域になります。先般、農業委員の福本さんと現地を確認しましたがけれども、今回の対象になっている農地は3筆ありまして、この図面でいきますと一番大きい〇〇の近くにあるところは草刈り等もされて管理されている圃場でした。購入物件である自宅の両サイドはですね、以前の方のご趣味だったと思うんですけどパイプ倉庫が建った状態でビニールは破損している状態ということで、修復には時間を要するという状況ではありますけども、地域的にはちょうどメイン道路に面しているということで、今後この土地に関して営農されることについては問題無いと思います。

福本委員 山城委員のおっしゃる通りです。家屋を購入し住まれるということで問題はありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。（質疑なし）特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第1号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）挙手全員です。したがって、議案第1号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について」1番の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号5と6を一緒にご覧下さい。申請地は、役場より東1.3kmに位置する第三種農地です。位置は5条－1で示しています。転用目的については、宅地分譲です。申請地は県道に面し、住宅の需要が見込めることから申

請地を選定したとのことです。なお、開発行為許可申請書の提出があり、県より開発行為の許可が下り次第、同時許可となることを申し添えます。以上です。

議長 ただいまの説明に関連して、担当委員の方より補足説明がありましたらお願いします。

山本委員 申請地は住宅に囲まれた農地で、今は耕作はされてなく保全管理がされている状況です。申請地に公図上は水路が無いんですけども、周辺に宅地からの排水の水路がありまして、これを保全しながら開発をするという事と、代替えの水路を設けるということなので問題は無いと思います。

永田委員 問題ありません。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。（質疑なし）特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第2号1番を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。（挙手全員）挙手全員です。したがって、議案第2号1番は原案のとおり決定致しました。

次に、「議案第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号7, 8, 9に記載しておりますが詳しくは差し替え後の8ページ、9ページをご覧ください。今回は新規32筆、94,928㎡、更新1筆、2,605㎡となっております。出し手、受け手、土地の所在その他、各計画内容は記載の通りです。申請によれば農業経営基盤強化促進法第18条3項の各要件を満たしている農用地利用計画です。総会後に町の告示板で告示及びこの利用権の一覧を経済課窓口で供覧し、翌月1日から権利が有効になります。以上です。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第3号を採決します。原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第3号は原案のとおり決定致しました。

次に「議案第4号 田布施町農地利用最適化推進委員の辞任について」の説明を事務局よりお願いします。

事務局 ページ番号10をご覧ください。農地利用最適化推進委員の驛重委員から、4月5日付けで一身上の都合により、委員を辞任したい旨の申し出がありました。このことから、農業委員会等に関する法律第23条の規定により農業委員会の同意を求めるものです。

驛重委員、ご挨拶をお願いいたします。

驛重委員 東京にいたんですけれども、60になって帰ってきました、昨年77になりまして、今年78になります。9年間農業委員をやらして頂きまして、今年、地元の農地の改良の責任者のところが始まりますのでそちらの方に集中しようと思ひまして、この年で推進委員を辞めさせて頂きたいと思ひます。よろしくお願いします。

議長 ○○の圃場整備の方の役員はやられるということで引き続きよろしくをお願いします。

驛重委員 はい、よろしくお願いします。

議長 これより、質疑を行います。質疑はありませんか。

議長 他にありませんか。(質疑なし) 特にないようですので、質疑を終了します。次に、議案第4号を採決します。原案のとおり同意することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員) 挙手全員です。したがって、議案第4号1番は原案のとおり同意致しました。

事務局 補足説明として驛重委員が務められていた麻郷奥・麻郷地区を指定し一ヶ月ほど後任の委員の公募を行うこととなります。再度評価委員会を開催し、農業委員会総会での議決が必要となりますので農業委員さんは改めてご協力よろしくお願いいたします。

議長 それではこれより協議事項に移ります。

(協議終了) 本日の日程は全て終了しました。令和6年第4回田布施町農業委員会総会を閉会します。